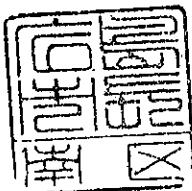


広島市告示（南区）第37号
令和7年3月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實



放置自転車等を撤去した年月日及び場所		保管自転車等の車体番号・防犯登録番号・その他保管自転車等を特定する為に必要な事項	
年月日	場所	放置自転車等を保管している場所並びに返還手続を行う場所及び日時	放置自転車等を保管している場所並びに返還手続を行う場所
令和7年3月18日	放置規制区域 広島駅南口周辺	広島市西部自転車等保管所	電話 082-277-7916
			別添のとおり
		返還手続を行う日時	月曜日～日曜日
			10時30分～19時
			なお、祝日、振替休日、年末年始(12月29～1月3日)の間は取り扱いません。

連番	整理番号	車両区分	撤去場所	撤去日	車体番号	防犯登録番号等	車種	車体色
1	250318201001	自転車	南_規制区域	2025/03/18	JMH191200506	広島B091426	スポーツ	黒
2	250318201002	自転車	南_規制区域	2025/03/18	SVK303427	広島B233150	普通	水色